

原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇による事業者の収益圧迫が懸念されている状況です。原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保を図るため、契約締結後に受注者から工事請負契約書第26条(スライド条項)、および第22条(受注者による工期の延長)等の協議の申し出があった場合には適切に協議します。

また、出来高部分払方式の書類の簡素化や建設資材の流通状況を踏まえた設計変更などの対応も行います。

1. 単品スライド

入契法第13条第2項に基づき資材価格の高騰等の理由で受注者から契約変更の協議の申し出があった場合には、公共発注者は誠実に協議します。

工事請負契約書第26条
賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

運用: 購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能としています。

本省HP: https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000105.html



2. 納品遅延による関連工事との工程調整・工期の延伸・一時中止

資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合には、工期延長等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行います。

工事請負契約書第20条 工事の中止
工事請負契約書第22条 受注者の請求による工期の延長
工事請負契約書第24条 工期の変更方法
工事請負契約書第25条 請負代金の変更方法等

3. 出来高部分払方式(書類の簡素化)

- ・ 中間前払金の認定資料→履行報告書もって足りる
- ・ 既済部分検査→中間技術検査結果をもって既済部分検査結果とみなす

4. 建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

受注者が安心して受注・施工できる環境を整備する観点から、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、受発注者間協議の上で設計変更する運用を行います。

代替資材や流通経路の見直しなどにより設計変更



本省HP:

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001337.html



5. 個別工事に関する窓口

北海道開発局HP:

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000rsr.html>

当局発注工事及び業務に係わる「2024年建設業の時間外労働・相談」、「苦情」及び「問い合わせ」などがございましたら、下記の担当者にご相談ください。

なお、ご相談は面談、電話、メールでお受けすることとしております。

【メール】

hkd-ky-soudan@gxb.mlit.go.jp



